

## 宮崎県公共施設LED化推進事業企画提案仕様書

### 1 事業実施場所

	施設名称	施設所在地	実施施設
1	延岡総合庁舎	延岡市愛宕町2-15	必須
2	中部農業改良普及センター	東諸県郡国富町大字岩知野1401	必須
3	南那珂農業改良普及センター	日南市南郷町中村甲1232-1	必須
4	北諸県農業改良普及センター	都城市高木町6464	必須
5	西諸県農業改良普及センター	小林市駅南300	必須
6	東臼杵南部農業改良普及センター	日向市東郷町山陰辛256-2	必須
7	東臼杵北部農業改良普及センター	延岡市長浜町1-1713	必須
8	西臼杵農業改良普及センター	西臼杵郡高千穂町大字三田井 3364-39	必須
9	総合農業試験場	宮崎市佐土原町下那珂5805	必須
10	こども療育センター	宮崎市清武町木原4257-8	必須
11	県立みやざき学園	都城市丸谷町388	必須
12	むかばき青少年自然の家	延岡市行膝町760-3	提案可能

※ 工事実施の際は、現地調査を行った上で改めて実施計画を作成するものとする。

※ 導入する設備については、原則、調光機能を備えたものとする。ただし、1、11の施設に関しては、必要要件としない。

なお、2～10、12の施設に関して、特別な理由により調光機能を付すことができない場合は、事前に発注者と協議し承認を得ること。

### 2 事業内容

#### (1) 事業概要

ア 事業者は、事業実施場所に対して現地調査及び導入設備検討を行う。

イ 事業者は、設備の運営管理及び維持管理を行う。

ウ 事業終了後、導入された設備については、県に無償で譲渡すること。

#### (2) 事業期間

ア 事業期間は契約開始日からリース期間満了日までとする。

イ リース期間は、令和7年4月1日から120か月とする。

ウ 設備の導入は、補助金の規定に従った導入時期とすること。

#### (3) リース料

ア リース料は、設備の本体及び設置に伴う工事費、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、事業費にかかる補助金相当額分をリース料から控除すること。

イ リース料は、リース期間中において一定額とする。

ウ リース契約は、設備を導入する施設ごとに行うこととする。

### 3 照明器具の仕様等

LED照明への更新については、すべて器具交換とし、次の要求を満たしたものとする。  
なお、標準品の器具がないなど、器具選定が困難な場合は発注者と協議すること。

- ・ 日本国内に本社を有するメーカーの製品（新品）であること。
- ・ 交換する器具は原則既存器具と同様の形状・構造のものとする。既設器具設置状況を考慮し、必要に応じてリニューアルプレート等の使用や落下防止措置等を講ずるとともに、設置場所や使用環境に適した器具を選定すること。
- ・ 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及び同省令等で定める技術基準を満たした製品であること。
- ・ ISO9001及びISO14001の認証取得工場で製造された製品であること。
- ・ 設計寿命が40,000時間以上の製品であること。
- ・ 基本照明（ベースライト・ダウンライト）は、原則、光束維持率85%以上の製品及びグリーン購入法適用器具であること。
- ・ 執務室においては、現状の照度（lx）と同等以上となるよう設計すること（ただし、企画提案の段階では、図面から読み取れる器具と同等以上の明るさ（lm）の器具を選定することとする。）。
- ・ 色温度および平均演色評価数（Ra）は、原則、既存の照明器具と同等とすること。
- ・ 本事業に関連するJIS（日本産業規格）、JIL、JEL、JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- ・ 外部に設置するLED照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。

### 4 関係法令の遵守

LED照明への更新や既存設備の撤去等に当たっては、建設業法（昭和24年法律100号）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年5月10日国営設第29号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45年法律第137号）のほか、関係する法令、条例等を遵守すること。